

2025 年 12 月

お客さま各位

株式会社 荘内銀行

## 「電子交付サービス利用規定」改定のお知らせ

日頃は格別のご高配を預かり厚くお礼申し上げます。

荘内銀行では、2025 年 4 月 1 日の金融商品取引法の改正を受け、お客さまに郵送している投資信託に関する各種報告書等につきまして、2025 年 12 月 27 日（土）よりデジタル提供（「電子交付サービス」による提供）に変更させていただきます。

これに伴い、「電子交付サービス利用規定」を下記のとおり改定いたしますのでお知らせします。

### 記

#### 1. 改定日

2025 年 12 月 27 日（土）

#### 2. 改定内容

別紙記載のとおり

以上



## 「電子交付サービス利用規定」新旧対照表

改定日 2025 年 12 月 27 日

※アンダーライン：改定箇所

| 改定後   | 現行  |
|---|---|
| <p>1. 規定の趣旨<br/>この規定は、<u>当行がお客さまへの書面の交付等に代えて当該書面に記載すべき事項をお客さまのパソコンやスマートフォン等（以下、「端末」といいます。）によりインターネットを通じてアクセスした当行のホームページ（以下、「当該ホームページ」といいます。）上で提供するサービス（以下、「電子交付サービス」といいます。）の取扱いについて定めたものです。</u></p> <p>2. 書面の交付方法<br/><u>当行が行う電子交付サービス（以下、「本サービス」といいます。）とは、当該ホームページにおいて、お客さまの閲覧に供する方法（「金融商品取引業等に関する内閣府令」第 56 条 第 1 項第 1 号ハの方法）により、お客さまに対し当該書面を交付する方法とします。</u></p> <p>3. 利用対象者<br/><u>本サービスの利用対象は、次の各号の条件を満たすお客さまとします。</u></p> <p>① <u>日本国内に居住する個人および法人のお客さま</u><br/>② <u>当行が本サービスの利用が適当であると認めたお客さま</u></p> <p>4. 本サービスの提供条件<br/>当行は、以下の条件のもとに、<u>お客さまに対し本サービスを提供するもの</u>とします。</p> <p>① <u>お客さまは当行において既に「証券取引口座 約款・規定集」に基づく投資信託受益権等の取引をご利用いただいていること</u></p> <p>② <u>お客さまはインターネットを利用することができること</u></p> <p>③ <u>電子交付書面が、お客さまの使用する端末に備えられたファイルに記録できること</u></p> <p>④ <u>お客さまは電子交付書面を閲覧するために必要な P D F ファイルの閲覧用ソフトウェアをご用意いただいていること</u></p> <p>⑤ <u>お客さまは本サービスを利用するために必要な O S 等をお客さまの端末にご用意いただいていること</u></p> <p>⑥ <u>お客さまは本サービスを利用する場合、必ず電子交付書面の内容を熟読のうえ、記載事項を確認し理解すること</u></p> <p>5. 電子交付書面の種類<br/>(1) <u>本サービスにより電子交付する書面は、金融商品取引法その他の法令においてお客さまに交付することが義務付けられている</u></p> | <p>1. 規定の趣旨<br/>この規定は、<u>当行が投信ダイレクト取引をご利用されるお客さまへの書面の交付等に代えて当該書面に記載すべき事項を契約者のコンピュータ（以下、「端末」といいます。）よりインターネットを通じてアクセスした「投信ダイレクト」のホームページ上で提供する方法を定めたものです。</u></p> <p>2. 書面の交付方法<br/><u>書面の交付サービス（「電子交付サービス」、以下、「本サービス」といいます。）は、当行の「投信ダイレクト」のホームページ（以下、「当該ホームページ」といいます。）において、お客さまの閲覧に供する方法（「金融商品取引業等に関する内閣府令」第 56 条 第 1 項ハ）により、お客さまに対し当該書面を交付する方法とします。</u></p> <p>3. <u>本サービスの利用申込方法</u><br/><u>「投信ダイレクト」を申し込まれたお客さま（以下、「契約者」といいます。）が本サービスを利用できるものとします。</u></p> <p>4. 本サービスの提供条件<br/>当行は、以下の条件のもとに、<u>契約者に対し本サービスを提供するもの</u>とします。</p> <p>① <u>契約者は当行において既に「証券取引約款」に基づく投資信託受益権等の取引をご利用いただいていること</u></p> <p>② <u>契約者は「投信ダイレクト」をご利用いただいていること</u></p> <p>③ <u>契約者はインターネットを利用することができること</u></p> <p>④ <u>電子交付書面が、契約者の使用する端末に備えられたファイルに記録され、契約者は、この記録を出力して紙媒体により当該書面を作成できること（具体的には、プリンター等保有されていること）</u></p> <p>⑤ <u>契約者は電子交付書面を閲覧するために必要な P D F ファイルの閲覧用ソフトウェアをご用意いただいていること</u></p> <p>⑥ <u>契約者は本サービスを利用するために必要な O S 等を契約者の端末にご用意いただいていること</u></p> <p>⑦ <u>契約者は本サービスを利用する場合、必ず電子交付書面の内容を熟読のうえ、記載事項を確認し理解すること</u></p> <p>5. 電子交付書面の種類<br/>(1) <u>本サービスにより電子交付する書面は、金融商品取引法その他の法令においてお客さまに交付することが義務付けられている</u></p> |

| 改定後   | 現行  |
|---|---|
| <p>書面およびその他の当行がお客さまに交付する書面のうち、本サービスの対象として当行が定め、<u>当該ホームページ</u>に掲示した書面とします。</p> <p>(2) 対象書面に新たな書面を追加する場合は、<u>当該ホームページ</u>への掲示によりお客さまにその旨告知します。</p> <p>6. 本サービスの留意点<br/>当行は、本サービスの提供にあたり、次のとおり取り扱うものとします。</p> <p>① 当行は、お客さまが端末を使用して電子交付書面を紙媒体に出力できるように、当該ホームページ上で閲覧できるようにします。また、<u>お客さまの端末上</u>に電子交付書面を保存することも可能です。</p> <p>② 電子交付書面は Acrobat Reader により閲覧できる P D F ファイルとします。当行は、<u>お客さま</u>が電子交付書面を閲覧するために必要な情報（リンク先等）を当該ホームページ上に記録するものとします。</p> <p>③ O S 等に変更が生じる場合は、当該ホームページ上であらかじめ通知します。</p> <p>④ 本規定に変更が生じる場合は、当該ホームページ上であらかじめ通知します。</p> <p>⑤ 当行が当該電子交付書面の交付を行っている場合は、紙媒体による書面交付をしません。</p> <p>⑥ 当行は以下の場合を除き、投資信託の目論見書については、当該信託契約期間の終了日またはお客さまが当該投資信託を解約した日より5年間、当該ホームページ上に電子交付書面を閲覧に供するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当行が当該電子交付書面に代えて、紙媒体による目論見書等の交付を行った場合</li> <li>・当行がお客さまより他の方法等による交付の承諾を得たうえ、当該他の方法等により当該電子交付書面の交付を行った場合</li> </ul> <p>⑦ 当行は当該ホームページにおいて閲覧に供される電子交付書面について、前号に定める期間、<u>お客さま</u>が閲覧可能な状況を維持するものとします。</p> <p>7. お客さまの承諾事項</p> <p>(1) 当行は、目論見書等の種類または商品毎に、本サービスの提供が開始される旨を当該ホームページ上にて通知致しますが、その開始以前は紙媒体による目論見書等の交付を行うことについて、<u>お客さま</u>に承諾をいただきます。</p> <p>(2) 当行は、<u>お客さま</u>にあらかじめ通知のうえ、当行または当行が契約しているデータセンター等が、定期または不定期に行うメンテナンスのために本サービスを中断する可能性があることについて、<u>お客さま</u>に承諾をいただきます。</p> | <p>書面及びその他の当行がお客さまに交付する書面のうち、本サービスの対象として当行が定め、<u>当行ホームページ</u>に掲示した書面とします。</p> <p>(2) 対象書面に新たな書面を追加する場合は、<u>当行は当行ホームページ</u>への掲示によりお客さまにその旨告知します。</p> <p>6. 本サービスの留意点<br/>当行は、本サービスの提供にあたり、次のとおり取り扱うものとします。</p> <p>① 当行は、<u>契約者</u>が端末を使用して電子交付書面を紙媒体に出力できるように、当該ホームページ上で閲覧できるようにします。また、<u>契約者の端末上</u>に電子交付書面を保存することも可能です。</p> <p>② 電子交付書面は Acrobat Reader により閲覧できる P D F ファイルとします。当行は、<u>契約者</u>が電子交付書面を閲覧するために必要な情報（リンク先等）を当該ホームページ上に記録するものとします。</p> <p>③ O S 等に変更が生じる場合は、当該ホームページ上であらかじめ通知します。</p> <p>④ 本規定に変更が生じる場合は、当該ホームページ上であらかじめ通知します。</p> <p>⑤ 当行が当該電子交付書面の交付を行っている場合は、紙媒体による書面交付をしません。<u>ただし、お客さまが下記の書面について当行所定の書面により申込みを行った場合、紙媒体により交付します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>取引報告書</u></li> <li>・<u>再投資報告書</u></li> <li>・<u>分配金報告書</u></li> <li>・<u>取引残高報告書</u></li> <li>・<u>運用報告書</u></li> </ul> <p>⑥ 当行は以下の場合を除き、投資信託の目論見書については、当該信託契約期間の終了日または<u>契約者</u>が当該投資信託を解約した日より5年間、当該ホームページ上に電子交付書面を閲覧に供するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当行が当該電子交付書面に代えて、紙媒体による目論見書等の交付を行った場合</li> <li>・当行が<u>契約者</u>より他の方法等による交付の承諾を得たうえ、当該他の方法等により当該電子交付書面の交付を行った場合</li> </ul> <p>⑦ 当行は当該ホームページにおいて閲覧に供される電子交付書面について、前号に定める期間、<u>契約者</u>が閲覧可能な状況を維持するものとします。</p> <p>7. 契約者の承諾事項</p> <p>(1) 当行は、目論見書等の種類または商品毎に、本サービスの提供が開始される旨を当該ホームページ上にて通知致しますが、その開始以前は紙媒体による目論見書等の交付を行うことについて、<u>契約者</u>に承諾をいただきます。</p> <p>(2) 当行は、<u>契約者</u>にあらかじめ通知のうえ、当行または当行が契約しているデータセンター等が、定期または不定期に行うメンテナンスのために本サービスを中断する可能性があることについて、<u>契約者</u>に承諾をいただきます。</p> |

| 改定後   | 現行  |
|---|---|
| <p>8. 法令等の遵守と規定の変更</p> <p>(1)本サービスの利用にあたっては、<u>当行およびお客さまは日本国内の法令、諸規則ならびにこの規定等を遵守するものとします。</u>なお、法令、諸規則の変更、監督官庁の指示、その他当行が必要と認めた場合には、<u>当行は民法第 548 条の 4 の規定に基づきこの規定を変更することがあります。</u>改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当該ホームページまたはその他相当の方法により周知します。</p> <p>(2)この規定に定めのない事項については「<u>証券取引口座 約款・規定集</u>」により取り扱います。</p> <p>9. 解約等</p> <p>(1)当行は、次のいずれかに該当する場合には、<u>本サービスの解約ができるものとします。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① お客さまが第 8 条に定める法令等に違反した場合</li> <li>② お客さまの「<u>証券取引口座 約款・規定集</u>」に基づく投資信託口座が解約された場合</li> <li>③ お客さまが第 6 条第 3 号に定める OS 等の変更に関する通知を受け、その変更後に<u>お客さまの端末において当該 OS 等が備わっていない場合</u></li> <li>④ 当行の判断により、<u>当行のすべてのお客さまに対し、本サービスの提供を終了した場合</u></li> </ol> <p>(2)書面交付の申出と手続き</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① お客さまは、<u>当行所定の手続きにより、電子交付に代えて書面による交付を希望する旨を申し出ることができます。</u></li> <li>② 当行は、前項の申出を受け付けた後、システム上の手続きが完了し次第、書面による交付に切り替えます。なお、手続きの完了には相応の日数を要する場合があります。</li> </ol> <p>10. 免責事項等</p> <p>次に掲げる事項により生じた損害については、<u>当行はその責任を負いません。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 当行が取扱う目論見書等の種類または商品によっては、<u>本サービスの対象としない場合があること</u></li> <li>② 第 7 条の第 2 項のメンテナンスのために、<u>本サービスが一時的にご利用になれない場合があること</u></li> <li>③ 第 9 条の定める本サービスの解約</li> <li>④ 当行に重大な過失がある場合を除き、<u>本サービスの提供の全てもしくは、一部が著しく困難となった場合、電子交付書面の交付に代えて紙媒体により目論見書を交付すること</u></li> <li>⑤ 当行に重大な過失がある場合を除き、<u>端末機、通信回線、コンピュータ等の障害による本サービスの伝達遅延、不能等の場合</u></li> </ol> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">2025 年 12 月 27 日 改定</p> | <p>8. 法令等の遵守と規定の変更</p> <p>(1) 本サービスの利用にあたっては、<u>当行および契約者は日本国内の法令、諸規則ならびにこの規定等を遵守するものとします。</u>なお、法令、諸規則の変更、監督官庁の指示、その他当行が必要と認めた場合には、<u>当行は民法第 548 条の 4 の規定に基づきこの規定を変更することがあります。</u>改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当該ホームページまたはその他相当の方法により周知します。</p> <p>(2)この規定に定めのない事項については「<u>投信ダイレクト取引規定</u>」により取り扱います。</p> <p>9. 解約等</p> <p>(1)当行は、次のいずれかに該当する場合には、<u>本サービスを解約するものとします。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 契約者が第 8 条に定める法令等に違反した場合</li> <li>② 契約者の「<u>証券取引約款</u>」に基づく投資信託口座が解約された場合</li> <li>③ 契約者が第 6 条第 3 号に定める OS 等の変更に関する通知を受け、その変更後に<u>契約者の端末において当該 OS 等が備わっていない場合</u></li> <li>④ 当行の判断により、<u>当行のすべての契約者に対し、本サービスの提供を終了した場合</u></li> </ol> <p>(2)契約者が「<u>投信ダイレクト</u>」の契約を解約した場合、<u>本サービスについても同時に解約したものとします。</u></p> <p>(3)書面交付の申出と手続き</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 契約者は、<u>当行所定の手続きにより、電子交付に代えて書面による交付を希望する旨を申し出ることができます。</u></li> <li>② 当行は、前項の申出を受け付けた後、システム上の手続きが完了し次第、書面による交付に切り替えます。なお、手続きの完了には相応の日数を要する場合があります。</li> </ol> <p>10. 免責事項等</p> <p>次に掲げる事項により生じた損害については、<u>当行はその責任を負いません。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 当行が取扱う目論見書等の種類または商品によっては、<u>本サービスの対象としない場合があること</u></li> <li>② 第 7 条の 2 項のメンテナンスのために、<u>本サービスが一時的にご利用になれない場合があること</u></li> <li>③ 第 9 条の定める本サービスの解約</li> <li>④ 当行に重大な過失がある場合を除き、<u>本サービスの提供の全てもしくは、一部が著しく困難となった場合、電子交付書面の交付に代えて紙媒体により目論見書を交付すること</u></li> <li>⑤ 当行に重大な過失がある場合を除き、<u>端末機、通信回線、コンピュータ等の障害による本サービスの伝達遅延、不能等の場合</u></li> </ol> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">2025 年 9 月 26 日 改定</p> |